

県民まちなみ緑化事業（第2期）評価・検証（概要）

効果1 - 緑の量的拡大 -

- 第2期では、平成23～25年度の3ヶ年で451件、約1,038百万円の補助を実施し、約34haの緑化を実施
- 第1期からの累計では、8ヶ年(H18～25)で1,396件、約3,667百万円の補助を実施し、約95haの緑化を実施

【実績事例】



地域住民による植栽活動



芝生化園庭で遊ぶ園児たち

表 年度別事業実績

	第1期 小計	第2期				合計
		H23	H24	H25	小計	
件数(件)	945	91	144	216	451	1,396
植樹本数(千本)	362	25	49	96	170	532
芝生化面積(ha)	23	5	7	6	18	41
緑化面積(ha)	61	7	11	16	34	95
事業費(百万円)	2,628	212	316	510	1,038	3,667

効果2 - 緑の質的向上 -

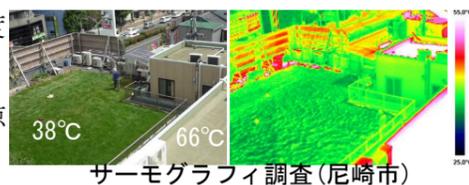
①緑が本来持つ公益的な効果に加え、②緑の活用による波及的な効果が創出されていることを確認

① 緑が本来持つ公益的な効果

環境効果

ヒートアイランド現象緩和効果

- ・屋上緑化箇所の表面温度が約30℃低下
- ・緑陰内では体感温度が約18℃低下
- ・芝生箇所で夏場に涼しさを実感70%^{*1}



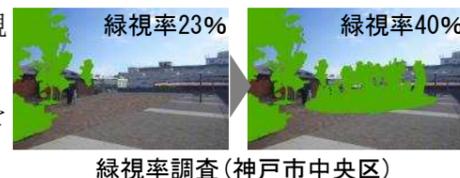
二酸化炭素低減効果

- ・17万本の植樹により年間約930トンの二酸化炭素を吸収(ガスタンク約36基、公園約87ha分の吸収量に相当)
- その他、防塵、大気浄化、騒音防止効果など

景観効果

景観向上効果

- ・緑視率上昇による景観の質の向上
- ・事業箇所の景観向上を実感する割合81%^{*1}



防災効果

都市の水害発生リスク低減効果

- ・地表面の緑化により雨水等の浸透面積が約34ha、浸透容量が16,300m³/h(25mプール45杯分)増加

樹木による延焼防止効果

- ・火災時に安全に避難できる幅約3.5mの避難路が延べ約1.8km増加



その他、建築物倒壊防止、落下物飛散防止効果など

② 緑の活用による波及的な効果

環境学習効果

- ・緑を通じた自然学習・体験学習ができる場の創出



教育環境向上効果

- ・校庭芝生化による児童の怪我の減少を実感80%^{*1}
- ・夏場の涼しさを実感70%^{*1}
- ・防塵効果を実感63%^{*1}



コミュニティ形成効果

- ・自治会、老人クラブ、学校、幼稚園等の地域住民間の交流機会の創出、地域活性化



心理的効果

- ・リラックスや疲労感を和らげる効果、精神的ストレスの解消
- ・緑に対して心理的な効果を期待する割合56%^{*2}



地域核の再生

- ・地域固有の緑の復活や歴史的な名所における緑の保全に寄与



その他

- ・鳥や昆虫の増加、在来種植栽の推奨など生物多様性に配慮
- ・緑地での運動、園芸活動による健康増進に寄与



課題 - 第2期評価・検証より -

① 緑の偏在・まとまった緑の不足

- ・都市の緑地率は30%を超えているものの、人口が集中している都心側で緑地が少ない。
- ・一人あたり緑量の公平性の点から、人口が多く集中する地域での緑化の推進が必要

市街化区域緑地率: 30.6%

人口集中地区緑地率: 23.3%

市町	緑地率	市町	緑地率	市町	緑地率
1 尼崎市	14.6%	6 明石市	20.6%	11 伊丹市	25.2%
2 播磨町	17.1%	7 芦屋市	20.9%	12 西脇市	27.6%
3 高砂市	17.7%	8 姫路市	21.5%	13 太子町	28.3%
4 西宮市	18.2%	9 神戸市	22.4%	14 三木市	28.6%
5 加古川市	19.6%	10 赤穂市	24.0%	15 稲美町	29.1%

② 県民参画の緑化事業の継続

- ・地域住民による事業活用が成熟化し、地域核の再生やコミュニティ形成等に貢献する緑化事業が増加しているため、今後も県民参画による緑化の継続支援が必要

③ 維持管理不良

- ・維持管理状況が悪化しているものが約1割程度存在
 - ・専門家派遣等のソフト支援の強化など、一定の支援が必要
- 現場の不良 67地区: 排水不良、養生不足など
 管理の不足 41地区: 代表者変更による意識低下など
 計108地区 (H18～23実施地区の10.4%)

方針 - 第3期の方向性(案) -

① 都心緑化の推進(課題①対応)

- ・緑の偏在が生じている現状を受け、緑が少なく人口が集中する地域における、緑化活動への支援を継続
- ・駅及び駅周辺等の多くの県民が利用する公共空間における都心緑化の取り組みへの支援

② 県民参画による緑化事業の推進(課題②対応)

- ・地域団体、住民団体等による緑化活動を継続して支援し、生活に身近な緑地の創出

③ 維持管理の向上(課題③対応)

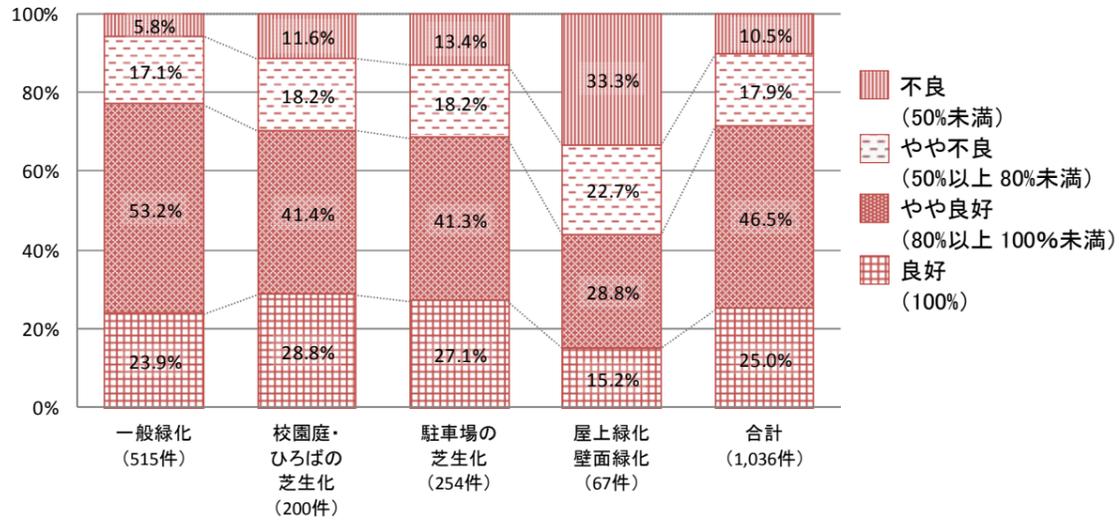
- ・芝生の枯損に対して、利用人数を踏まえた承認基準を作成するとともに、人工芝活用の拡大等
- ・植栽計画時等の専門家講習会受講の義務化等

※今後、県民緑税の全体的な見直しの中で災害に強い森づくりと併せて整理

※1: 緑化箇所の利用者、管理者等へのアンケート調査 ※2: H26年度第2回県民モニター調査(アンケート調査)

【参考資料】県民まちなみ緑化の維持管理について

1 緑化メニューごとの生育状況 (H18~23)



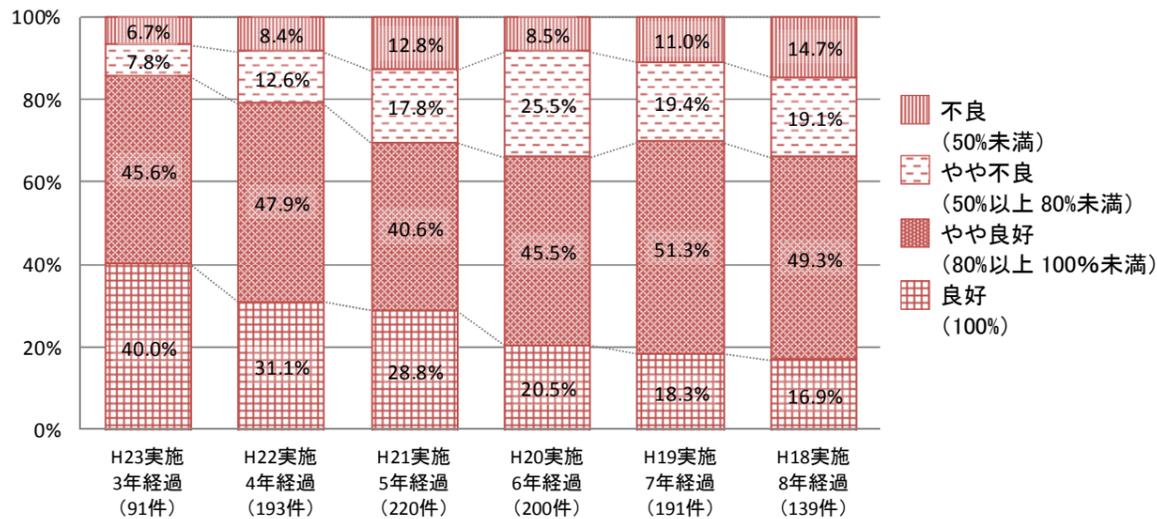
【概要】

- 全体の71.5%が良好、やや良好に維持管理されている一方、28.4%がやや不良、不良となっている。
- 緑化メニューごとでは、一般緑化、校園庭・ひろばの芝生化、駐車場の芝生化では、概ね70%以上が良好、やや良好に維持管理されている。
- 建築物の屋上・壁面緑化では、56.0%がやや不良、不良となっている。

【課題】

- 建築物の屋上・壁面緑化で、維持管理が不良となっている割合が高い。

2 事業実施からの経過年数別生育状況



【概要】

- 良好に維持管理されている割合が、事業実施後3年経過では40.0%であるが、8年経過では16.9%まで減少している。
- 維持管理が不良である割合が、事業実施後3年経過では6.7%であるが、8年経過では14.7%まで増加している。

【課題】

- 年数の経過とともに、維持管理状態が悪化している。

3 不良原因と対応策

区分	不良原因	対応策
計画	植栽計画不良による枯損 ・樹種が土壌に不適合 ・児童数に対して芝生面積が狭小 ・芝張り後の養生期間不足 ・排水不良 など	専門的見地からの計画づくり ・申請前に花と緑の専門家講習会を受講させ、専門家による事前チェックを実施 適正な審査の実施 ・有識者による事業検討委員会など、適正な審査の実施
	施工不良による枯損 ・排水不良 ・屋上緑化箇所からの漏水 など	優良事例の紹介 ・県ホームページで優良事例の管理団体名、施工業者名を掲載し紹介
施工後	維持管理不良による枯損 知識不足による維持管理不良 ・維持管理に関する知識不足 ・灌水不足、芝刈り、除草不足	維持管理アドバイスの実施 ・花と緑の専門家講習会により、管理作業を省力化する方法を提案 ・緑のパトロール隊による日常的なアドバイスの実施
	意識不足による維持管理不良 ・維持管理に関する意識が希薄 ・代表者変更による意識低下	維持管理意識の向上 ・代表者変更の際、緑のパトロール隊によるアドバイスの実施や花と緑の専門家講習会の受講を推奨
	人手不足による維持管理不良 ・維持管理団体の人手不足 ・維持管理者の高齢化	維持管理にかかる人員の確保 ・花緑いっぱい運動推進員などを通じ、緑化ボランティアや地域住民の維持管理活動への参加を呼びかけ
	用具不足による維持管理不良 ・維持管理に必要な用具類の不足	維持管理作業の軽減・省力化 ・必要な用具類を補助 例：芝刈り機、スプリンクラーなど ・維持管理用具の貸し出し 例：エアレーターなど
	やむを得ない事情によるもの やむを得ない事情による枯損 ・固結土壌地への植栽 ・地下水位の高い場所への植栽	緑地再生の支援 ・植栽計画、施工、維持管理に問題がなかったにもかかわらず枯損した場合に限り、緑地再生のための支援を実施
	特殊事情によるもの 施工後の事情変更による枯損 ・児童が増え芝生校園庭が枯損 ・駐車台数が増え芝生駐車場が枯損	代替地での緑化の実施 ・事業箇所での再生が困難な場合、代替地での緑化を実施を義務づけ
	不可抗力による枯損 ・病害虫 ・地震、水害などの天災	緑地復旧の支援 ・天災による被害などと認められる場合に限り、緑地復旧のための支援を実施